

国民健康保険だより

No.156 令和7年6月発行 岩国市健康医療部保険年金課 岩国市今津町一丁目14番51号

令和7年8月1日以降は **マイナ保険証** か **資格確認書** で
医療機関・薬局にて受付をしてください。 ☎29-5084（賦課班）

マイナ保険証の 利用をご希望の方

利用登録 済みの場合

そのまま医療機関等
で利用ください。

未登録 の場合

医療機関等にある顔認証付き
カードリーダーで利用登録が
できます。 ※マイナポータル等でも
登録できます。

マイナ保険証を お持ちでない方

お手元の健康保険証の有効
期限前に**資格確認書**が交付
されます。

マイナ保険証の 利用が困難な方

ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、
マイナ保険証での受付が困難な方は、**申請す
れば資格確認書が交付されます。**

※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年
7月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、
申請しなくても資格確認書が交付されます。

新しく資格確認書または資格情報 のお知らせをお届けします

☎29-5084（賦課班）

令和7年の国民健康保険証等の更新は、保険証の
廃止に伴い、マイナ保険証（保険証利用登録をした
マイナンバーカード）の保有状況に応じて、以下の
とおり、資格確認書または資格情報のお知らせをお
届けします。

資格確認書

マイナ保険証がない方に交付します。

資格確認書は、毎年8月に更新します。
医療機関にかかるときは、資格確認書を窓口に掲
示してください。

資格情報のお知らせ

マイナ保険証がある方に交付します。

マイナ保険証が利用できない場合、マイナ保険証とともに
医療機関へ提示してください。

「資格情報のお知らせ」のみで受診することはで
きません。受診の際は、マイナ保険証を医療機関へ
提示してください。

※マイナ保険証をお持ちの方で資格確認書を希望さ
れる方をご相談ください。

国民健康保険の加入・脱退は、必ず 届け出てください

☎29-5084（賦課班）

国民健康保険の加入・脱退（転出・死亡を除く）といった資格の変更がある場
合、必ず世帯主等が市へ届け出る必要があります。マイナ保険証を保有している場
合においても、資格の変更は、自動的には行われませんので、14日以内に届け出て
ください。

脱退の届出がないと

勤務先の健康保険に加入していながら、国民健康保険の資格も継続しているまま
になり、国民健康保険料がかかり続けます。

脱退の届出が遅れ、さかのぼって国民健康保険被保険者でなかったことになる場
合、国民健康保険を利用した医療費（7・8割）は、まとめて返還していただくこ
とになります。

加入の届出がないと

職場の健康保険を脱退した月まで、さかのぼって保険料を払わなければなりません。

雇用保険（失業保険）を受給される方へ

☎29-5084（賦課班）

非自発的（倒産、解雇、雇止めなど）な理由により離職し、離職時の年齢が65歳
未満の方で失業等給付を受ける方は申請により保険料が軽減される場合があります。

非自発的失業者に係る保険料軽減制度についてはこちら→

[https://www.city.iwakuni.lg.jp/
soshiki/32/3119.html](https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/32/3119.html)



健康保険証をお使いの皆さまへ

「マイナンバーカード」を健康保険証としてぜひお使いください ☎29-5084（賦課班）

①マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

①マイナンバーカードを申請

カードの申請方法はこちら→

[https://www.kojinbango-card.
go.jp/apprec/](https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/)



②マイナンバーカードを健康保険証として登録

マイナンバーカードを健康保険証として使用するためには
マイナポータルからの利用申込が必要です。

保険証利用申込方法はこちら→ [https://myna.go.jp/html/
hokenshoriyou_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)



マイナンバーカードの保険証利用にはこんなメリットがあります。

①より良い医療を受けることができる

過去に処方されたお薬や受診結果などを正確
に医師・薬剤師に共有することができるように
なるため、データに基づくより良い医療が受け
られるようになります。

②転職や転居等による保険証の切 り替えや更新が不要

新しい医療保険へ手続き済みであれば、転職や転
居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不
要になり、健康保険証としてずっと使えます。

③手続きなしで高額療養費の限度 額を超える支払いが免除

今までは、高額療養費の限度額を超える支払
いを免除するためには、限度額適用認定証
が必要でしたが、不要になります。



マイナンバーカードのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

70歳以上の方の医療

☎29-5084（賦課班）

70歳以上75歳未満の人

70歳になると、所得に応じて自己負担割合や自己負担限度額が変更になります。医療費の自己負担割合は2割または3割（現役並み所得者）です。「**資格情報のお知らせ**」または「**資格確認書**」が交付されますので、自己負担割合等をご確認ください。

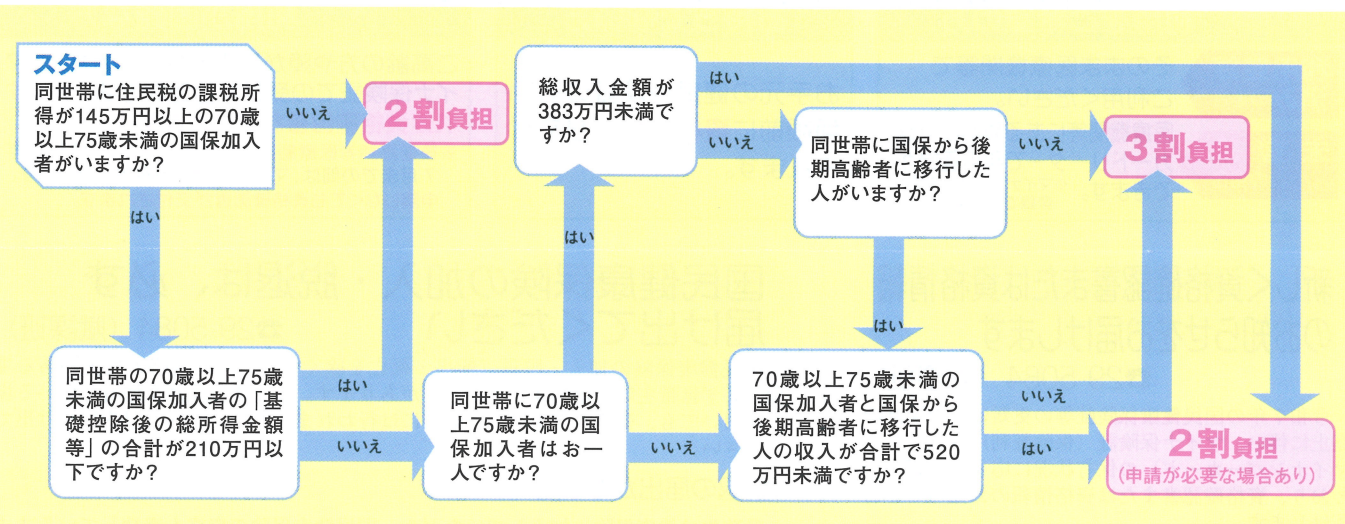


誕生日が1日の人

その月から

誕生日が2日～末日の人

翌月から



75歳になったとき

75歳*の誕生日当日から、すべての人が**後期高齢者医療制度**で医療を受けます。受診の際は、マイナ保険証や後期高齢者医療広域連合から交付される資格確認書等を使用してください。医療費の自己負担割合は1割または2割（現役並み所得者は3割）です。
※一定の障がいがある人は65歳から対象



健康診査のご案内

生活習慣病の予防・早期発見・早期治療のために、健康診査を実施しています。

令和7年度

国保いきいき健診（特定健康診査）

40歳から74歳の方 ☎24-3751（健康推進課・保健センター）

4月1日時点で加入している方には5月下旬に、4月2日以降の加入で健診を希望された方には加入届出日の翌月末に、受診券をお送りしています。受診券に同封の案内をご確認いただき、医療機関または集団健診で受診してください。



受診率が上がると、国や県から補助金が入り、保険料引下げ等、岩国市国保に活用することができます。

検査項目：身体計測、問診、血圧測定、検尿、心電図
血液検査（脂質・血糖・肝機能・貧血・腎機能）

特定健康診査についてはこちら→
<https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/kenshinoshirase/53312.html>



令和7年度

国民健康保険健康診査

35歳から39歳の方 ☎29-5083（給付班）

申し込み受付は随時行っています。

検査項目：

国保いきいき健診と同じ

無料で
受けられます!!

健康診査についてはこちら→

<https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/32/3099.html>

令和8年度

1日人間ドック・頭部MRI検査

35歳から74歳の方 ☎29-5083（給付班）

令和8年度の申し込みについて、「広報いわくに」の令和8年2月15日号に掲載予定です。自己負担金は検査費用の2割です。

1日人間ドックについてはこちら→
<https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/32/3098.html>



保険給付について

☎29-5083（給付班）

保険給付を受ける権利は、2年を経過すると時効となりますので、お早めに申請してください。

出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産したとき

48万8千円が支給されます。（産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合50万円）

妊娠12週以降の流産・死産の場合も支給されます。



葬 祭 費

国民健康保険の加入者が亡くなったとき

葬祭を行った人に葬祭費5万円が支給されます。

高額療養費

1か月の医療費の自己負担が高額になったとき

限度額を超えたものが支給されます。（限度額は年齢、所得の状況により異なります。）

療 養 費

次のような場合は、いったん費用の全額を支払い、後日申請により、保険で認められた部分の払い戻しが受けられます。

- ・やむを得ない理由で保険証を持たずに受診したとき
- ・コルセットなどの治療用装具を購入したとき
- ・海外渡航中に治療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）など



高額医療・高額介護合算療養費

医療保険及び介護保険における

両方の12か月間の負担合計額が高額になったとき

自己負担限度額を超えたものが支給されます。（限度額については、年齢、所得の状況によって違いがあります。）

一部負担金の減額・免除（事前申請）

災害や特別な事情によって収入が著しく減少し、生活困難となっている世帯の方が入院して、医療費の支払いにお困りの場合、調査のうえ、原則3か月以内の期間で一部負担金の減額または免除をします。



「はり・きゅう」の施術費の助成

☎29-5083（給付班）

保険給付の対象とならない「はり・きゅう」の施術費を月5回まで助成します。事前に申請が必要です。



交通事故にあったときは

☎29-5083（給付班）

すみやかに届出を

交通事故など、第三者の行為によってケガをしたときに、国民健康保険で治療する場合は、必ず届出が必要となります。※届出に必要なもの・・・事故証明書、印鑑

医療費は加害者の負担

原則として、医療費は加害者が負担すべきものです。国民健康保険を使って治療を受けたときは、国民健康保険が一時立替え、あとで加害者から返してもらうことになります。

ただし、既に加害者から治療費を受け取っている場合は、国民健康保険は使えませんので、ご注意ください。

医療機関での支払いが高額になりそう… 限度額までに抑えることができます

☎29-5083（給付班）

限度額適用認定証

医療費が高額になりそうなとき、事前に医療機関に提示することで、一つの医療機関での窓口の支払額が限度額までとなります。

現在お持ちの認定証の有効期限／令和7年7月31日
引き続き必要な方は8月中に再度申請してください。

市民税非課税世帯の方：入院中の食事代も減額されます。

入院時に「区分オ」または「区分Ⅱ」の減額認定を受けている方が、過去12か月以内に、入院日数の合計が91日以上になった場合は、申請により、食事代がさらに減額されます。



整骨院・接骨院での施術について

☎29-5083（給付班）

保険の対象となるとき、ならないとき

国民健康保険が使えるのは外傷性のケガの場合に限られ、医師や柔道整復師に、骨折・脱臼・打撲及びねんざ等と診断または判断され施術を受けたときや、骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているときです。治療を目的としたものが保険の対象となり、単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労等では対象となりません。

施術を受けるときは、負傷の原因（いつ、どこで、なにをして、どんな症状か）を正確にきちんと伝えましょう。柔道整復施術療養費支給申請書の内容を必ず確認してから受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）に原則自筆で記名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

医療費通知の発送スケジュール

☎29-5083（給付班）

医療費通知を年4回発行する予定です。11月～翌1月受診分については翌4月上旬の郵送となるため、**確定申告で医療費控除を申告する場合は、11月、12月受診分については、医療費通知ではなく、領収書をもとに明細書を作成して申告してください。**なお、医療費通知は大切に保管してください。

	郵送
2月～4月受診分	7月上旬
5月～7月受診分	10月上旬
8月～10月受診分	翌1月上旬
11月～翌1月受診分	翌4月上旬

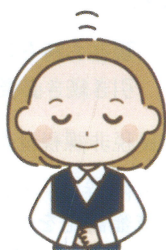
保険料のお支払いは、原則口座振替でお願いします

☎29-5088（収納第二班）

年金から天引きされて納付される方（特別徴収）を除き、保険料のお支払いは口座振替でお願いします。

口座振替は、一度の登録手続きで納期毎に自動的に引き落とされるため、納め忘れがなく、納めに行く手間も省けます。

申込手続きは、通帳、届出印を持って、各金融機関でお願いします。口座振替依頼書は、金融機関に用意しています。



保険料の納付相談について

☎29-5085（収納第一班）

特別な事情により、保険料の納付が困難な方は、納付相談にも応じますので、保険年金課または総合支所市民福祉課、支所市民福祉班までお早めにご相談ください。



保険料を滞納していると…

☎29-5085（収納第一班）

保険料を滞納していると、法律に基づき、次のような措置がとられます。

特別療養費について

滞納期間に応じ、次のような制限を受けます。

特別療養費の支給対象になることがあります。

この場合、医療費はいったん全額自己負担となり、後日領収書を添えて市に特別療養費（一部負担金を除いた額）の支給を申請できます。ただし、原則として支給額の全部を滞納保険料に充当します。なお、特別療養費の支給対象になった間も、保険料の納付義務は継続します。

督促状の発送、延滞金の加算

保険料を納期限内に納めなかった場合は督促状が発送されます。

また、滞納金額と滞納日数に応じ、定められた算定基準により延滞金が加算されます。（年8.7%です。）

保険給付の制限

高額療養費や特別療養費など、保険給付を受ける場合、支給額の全部または一部を差し止め、滞納保険料にあてることがあります。

財産の差押

特別な理由なく保険料を納付しない場合、財産の調査（勤務先への照会を含みます。）のうえ差押等の滞納処分を行うことがあります。



岩国れんこんキャラクター
はあずちゃん

昼間、お仕事などでお越しになれない方に 夜間納付相談窓口

原則毎月25日から末日
平日午後8時まで開設

お電話等で事前に開設日を確認のうえ、ご利用ください。
なお、納付相談や保険料の納付以外の業務はお取扱いできません。

※諸事情により中止となることもあります。中止となる場合は市ホームページに掲載する予定です。

